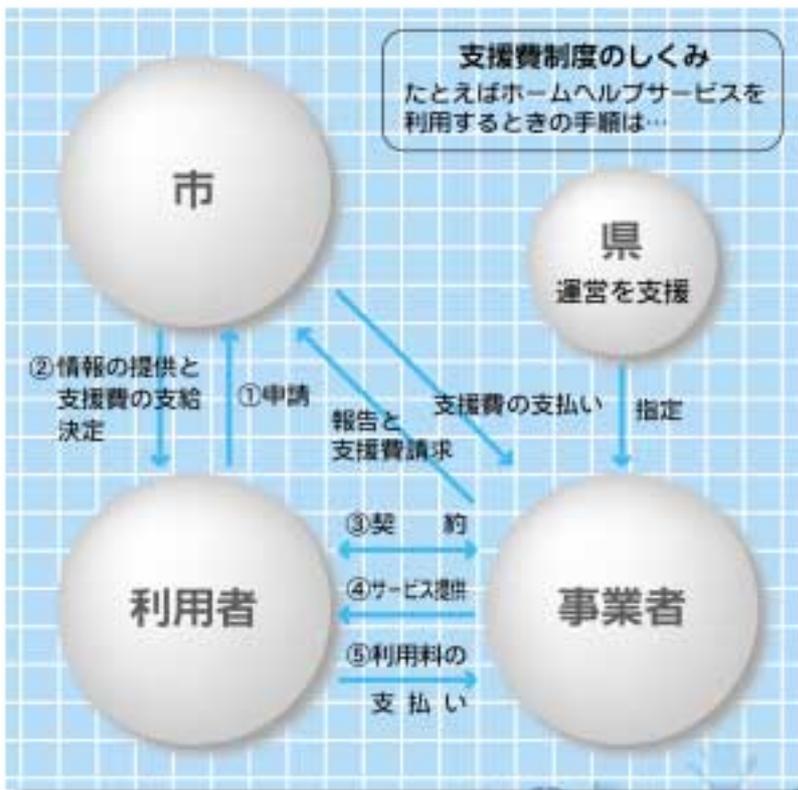


# 障害をお持ちのかたへの福祉サービスが変わります。

今月から、障害をお持ちのかたへの福祉サービスが、従来の「措置制度」から「支援費制度」に変わります。これに伴い、障害をお持ちのかたは施設・事業所を自らに選択することでサービスを利用できます。



支援費制度のしくみ  
たとえばホームヘルプサービスを利用するときの手順は…

**対象**  
介護保険の対象外で、身体障害または知的障害をお持ちのかた

**利用できるサービス**  
居宅サービス  
ホームヘルプサービス  
介護、家事など生活全般にわたる援助を受けます。



**デイサービス**  
施設に通って受ける訓練など。  
ショートステイ  
短期間、施設に入所して支援を受けます。  
グループホーム  
知的障害をお持ちのかたが、地域で日常生活の援助を受けながら共同生活します。

**施設サービス**  
身体障害をお持ちのかたが治療・訓練できます。

支援費制度はこれらのサービスが対象です。このほかのサービスはこれまで同様に利用できます。

- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者授産施設
- 知的障害をお持ちのかたが自立や社会参加のために訓練できます。
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設
- 知的障害者通勤寮

## 利用したときの費用は

利用者及び扶養義務者は、サービスを利用するためにかかる費用のうち、負担能力に応じて定められた負担額を事業者に支払います。市は、利用者が負担した残りの額を、支援費として事業者へ支払います。

利用申請は福祉課へ  
社会福祉係(内線405、410)  
子育て支援係  
(内線407、408、409)

## 精神障害者居宅生活支援事業

市では14年度から2つのサービスを始めます

**ホームヘルプサービス**  
介護、家事など生活全般にわたる援助を受けられます。

利用できるかた  
精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、または精神障害のため障害年金を受けているかた。

こちらでサービスしています  
大館市社会福祉協議会 ☎42 8101

## ショートステイ

介護を行っているかたが病気などの場合に、ご本人を一時的にお預かりします。

利用できるかた  
在宅で精神障害をお持ちのかた  
こちらでサービスしています  
医療法人和成会 援護寮 友生 ☎43 6464  
(片山町3丁目・今井病院内)

利用申請 福祉課(内線405)